第四・三条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、印刷物又はインターネットにより容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報及び当該利害関係者が知るべきであると当該締約国が考えるその他の適切な情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。

4　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称、住所及び電話番号を公に利用可能なものとする。

第四・四条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、公平であり、並びに合理的である方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　自国の税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、自国の関税法令の効果的な執行を確保しつつ、両締約国間の正当な貿易の流れを一層円滑にする方法を検討するため、自国の税関手続に関して定期的に見直しを行う。

第四・五条　事前教示

1　輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入に先立つ事前の教示であって、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章（原産地規則）の規定に従って当該輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人に対して行うものについて定める。

2　輸入締約国は、必要な全ての情報とともに書面による申請が行われ、かつ、事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、1に規定する事前の教示を書面により行うよう努める。当該輸入締約国は、事前の教示についての手続であって、実施取極で定める要件を満たすものを採用し、又は維持する。

3　輸入締約国が2の規定に従って行った事前の教示は、当該輸入締約国の法令及び手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする。

4　輸入締約国は、実施取極で定める場合には、2の規定に従って行った事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

5　輸入締約国は、適当な場合には、2の規定に従って行った事前の教示を公に利用可能なものとする。

第四・六条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、自国の法令及び国際的な義務（千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）に基づくものを含む。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に条件付で持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四・七条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

第四・八条　審査手続

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとする。

第四・九条　税関手続に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第五章　衛生植物検疫に係る協力

第五・一条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

第五・二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第五・三条　協力

1　両締約国は、次のことを行うことにより更に協力することに積極的な考慮を払う。

(a)　二国間において並びに食品の安全の問題及び人、動物又は植物の生命又は健康の問題に従事する関係国際機関において意見及び情報を交換すること。

(b)　それぞれの衛生植物検疫措置に関する情報の適時の交換を容易にすること。

2　一方の締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書B5(b)又は6(a)の規定に従って通報を行う場合には、世界貿易機関への通報と同時に他方の締約国に対し当該通報の写しを電子的に提供する。